

答申第5号

鎌情・個審查第19号

平成20年11月21日

鎌倉市教育委員会様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会

会長 若杉 明

平成20年1月10日付け鎌教委教指第1298号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書全部非公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人による「全国学力・学習状況調査の本市全体の結果（児童・生徒質問紙、学校質問紙を含む。）及び深沢小・深沢中の結果（児童・生徒質問紙、学校質問紙を含む。）」（以下「本件文書」という。）の行政文書公開請求に対して鎌倉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成19年12月21日に行った全部非公開決定処分に係る異議申立てについては、以下のとおりの扱いとすることが相当である。

- (1) 鎌倉市全体の結果（児童・生徒質問紙、学校質問紙を含む。以下「本件情報（1）」という。）については公開とする。
- (2) 深沢小・深沢中の結果（児童・生徒質問紙、学校質問紙を含む。以下「本件情報（2）」という。）については非公開とする。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人が、平成19年12月12日付けで鎌倉市情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、実施機関である鎌倉市教育委員会に対し、本件文書について行った公開請求に対して、平成19年12月21日付け鎌倉市教育委員会指令教指第3号で、条例第6条第4号の非公開事由に該当するという理由により全部非公開とした処分を取り消す、との決定を求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 43年ぶりに行われた「全国学力・学習状況調査」は、それによって教育施策や教育内容が改善され学力向上に寄与するものと、保護者や地域住民の関心も高く大きな期待が寄せられており、教育委員会・学校には、このような期待に応え調査結果を公開するとともに、傾向分析や考察を行い今後の改善内容等について保護者や地域住民に説明する責任がある。

イ 実施機関は非公開の理由として、文部科学省の「平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（以下「実施要領」という。）や「通知」に非公開とする旨の指示があることを挙げているが、実施要領の7.

（4）ウでは「市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。」としており、説明責任を果たすために公開することを認めている。

また、平成19年10月24日付け19文科初第809号「平成19年度全国学力・学習状況調査の結果の活用について（通知）」（以下「19文科初第809号通知」という。）の2.（2）②では「保護者や地域等の理解と協力のもとに十分な連携をとりながら、家庭における学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組を行うこと」としているが、理解と協力を得るには情報公開が不可欠である。

ウ 教育基本法第13条は「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする」としており、平成19年6月に改正された学校教育法では、学校は「保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする」として、情報提供についてより具体的に定められた。

エ 実施機関としても、「かまくら教育プラン」に基づく「平成19年度学校教育指導の重点」として、「家庭・地域との信頼を高め、開かれた学校づくり」を掲げ、「学校情報の発信を充実させ、家庭・地域社会の信頼に応えると共に、相互交流の推進を図って『開かれた学校づくり』に努める。」としており、「かまくら教育プラン」の理念を実現するためにも情報公開が必要である。

オ このように、保護者や地域住民の期待と信頼、文部科学省の実施要領の趣旨、教育基本法・学校教育法の規定及び「かまくら教育プラン」の理念を踏まえれば、非公開とするのは著しい支障が相当程度確実かつ不可避的である場合に限るべきである。すでに横浜市、川崎市では市全体の結果を記者発表しており、公開による「支障」の具体的根拠が薄弱であること、一方、非公開とすることによるデメリット及び公開によるメリットがあることを考慮すれば、全国学力・学習状況調査結果については積極的に全て公開し、教育施策や教育内容の改善に活かすべきである。

カ 文部科学省は、文部科学省が公表する以外の情報については、情報公開法第5条第6号「・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を根拠として、不開示情報として取り扱うとしており、条例では第6条第4号に該当する。支障を及ぼすおそれとして具体的には、序列化と過度の競争を挙げているが、これらについては合理的な根拠があるとは思えない。

(ア) 序列化について

序列化とは、市や学校の結果が公開されると、数値を比較して順位付けがされることを意味していると思われる。

しかし、教育委員会・学校は調査結果を活用して教育施策や教育内容の改善を図るため、数値は固定的なものではなく変化する。適

切な改善が実行されれば、各市や学校間の学力差は縮小し全体の学力も向上するはずであり、それが全国学力調査の目的でもある。また、公立小中学校には入学試験がないので、上位校に優秀な児童生徒が集中するようなことはなく、固定的な序列化が起こる可能性はほとんど考えられない。

(イ) 過度の競争について

過度の競争とは、保護者や地域住民が学校に過度な圧力をかけることにより、学校が学力テスト対策に走ったり、不正行為を働くような事態を想定しているものと思われる。

しかし、保護者や地域住民に対しては、学力調査の趣旨や目的、調査結果は学力の特定の一部分に過ぎないこと、調査結果に対する教育委員会・学校の判断、今後の教育施策や教育内容の改善策等を分かりやすく説明することにより十分理解が得られるものである。

また、学力テスト対策や不正行為については、教育委員会・学校が自らの問題として適切に管理することができるもので、本市の教育委員会・学校にそのような見識が欠如しているとは思えない。

43年前の学力テスト当時とは、時代背景や教育を取り巻く環境も様変わりしている。学力調査やその結果の公開については多くの国民の支持があり、情報公開によって混乱を招くような事態が生ずるとは想定しにくい。

キ 文章表記では、説明責任を果たせない

実施機関は「数値等を用いず、文章表記による結果分析」によって説明責任が果たせるとしているが、数値データを文章表現で正確に説明することはできない。文章表記では受け止め方により大きなバラツキを生じ、保護者や地域住民に共通の理解を得ることはできない。データの分布、変化の程度、時系列的変化と傾向などはさらに説明困難であり、いたずらに誤解と混乱を招くおそれが強い。これでは、せっかく調査結果を分析し改善策を立てたとしても、それが適切であるかどうかも判断ができない。

市の平均正答率を公表した横浜市教育委員会は「分析結果を文章だけで説明しても、何を根拠にしているのか分からなければ、説明責任を果たせない」とコメントしている。

ク 公開によるメリット

一方、調査結果を公開することには大きなメリットがあると考えられる。

(ア) 保護者・地域住民との信頼関係と協力体制

公教育は、学校・保護者・地域住民が協力して取り組むことが必要である。教育委員会・学校が保護者や地域住民の協力を得るために、

「開かれた学校」として教育方針を始めとする学校の情報や課題を積極的に提供し共有することが不可欠である。

学力調査結果についても、積極的に情報提供することにより、保護者や地域からの建設的な助言や提案が期待でき、相互の信頼関係も強化され、結果的に全体的な学力向上に寄与するものと思われる。

一方、情報公開を拒否した場合は「よほど成績が悪いのではないか」「学校間に極端な学力差があるのではないか」「教育委員会・学校は学力向上に不熱心なのではないか」というような誤解を生み、教育委員会・学校に対する保護者や地域住民の信頼を損ねることになりかねない。平成18年に内閣府が実施した学力調査結果の公開に関する保護者アンケートでは、68.4%が学校ごとの結果を公表すべきであると答えており、結果が出た現在ではさらに高まっていると思われる。

これに関して、国立教育政策研究所教育政策・評価研究部の小松郁夫部長は「得られたデータをきちんと公開しないと、親も学校も当事者として学力づくりに取り組むことができず、学校間・地域間の格差が広がってしまう」と述べている。

(イ) 学力向上の促進

学力調査結果が広く公開されていれば、成績の良い教育委員会や学校の取り組みを参考にすることが容易になる。これによって、優れた教育施策・教育課程・学習指導方法などが、教育委員会・学校間で短時間のうちに共有され、児童生徒の学習環境の改善や学習意欲の向上にも役立つと思われる。また、このように教育施策や教育指導方法について教育委員会・学校間で情報交換が活発に行われ、相互に切磋琢磨するという適度な競い合いが生まれれば、学校間・地域間の学力格差の縮小や全体のレベルアップに大いに寄与するものと期待できる。

(ウ) 継続的な検証改善サイクルの確立

文部科学省は「19文科初第809号通知」において「(学力調査についての)取り組み等を通じて、教育における継続的な検証改善サイクルを確立することが求められる」と述べており、保護者や地域住民も、こうした取り組みを通じて着実に学力が向上していくことを期待している。

しかし、調査結果が公開されず定性的な説明だけでは、正確な理解も適切な評価も不可能であるので、教育委員会や学校の真摯な努力により学力が向上したとしても、保護者や地域住民から正当な評価を受けることが困難である。これでは、教育委員会や学校・教職員の改善意欲にもつながらず、検証改善サイクルを確立することも

できない。調査結果を学校・保護者・地域住民が共有して、はじめて検証改善サイクルの確立が可能となるものと考える。

ヶ 他自治体の公開事例

東京都、和歌山県、広島県三次市は、全国学力調査に先駆け独自の学力テストを実施し、調査結果を積極的に公開し学力向上に役立てている。それによって、学校の序列化や過度の競争により混乱が生じている証拠はない。

なお、最近では市町村教育委員会や各学校のホームページで、全国学力・学習状況調査の結果を数値を含め公開しているところが確実に増加しつつある。

コ 学校別成績を公開しないのは違法とする判例

大阪府枚方市が平成15年度・16年度に、市立中学校を対象に行なった独自の学力診断テストの学校別成績を公開しないのは違法として、非公開決定の取り消しを求めた訴訟の判決が平成19年1月に大阪高裁であった。

枚方市教育委員会の主張は、情報を公開すると学校の序列化や過度の競争を招き、生徒の学習意欲や通学意欲を低下させるおそれがあるというものであったが、大阪高裁は市教委の主張には根拠がないとして退け、「教育長のした本件情報を非公開とする本件各処分はいずれも違法である」との判決を下した。これにより枚方市教育委員会の敗訴が確定し、学校別成績が公開されることになった。

以上のとおり、学力調査結果を公開すると、学校の序列化や過度の競争などを招き、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする根拠は薄弱で、むしろ積極的に情報提供することにより、学校・保護者・地域住民相互の信頼と協力の関係が構築され、教育施策や教育指導方法の改善が促進される可能性が高い。従って、学力調査結果を非公開とすることに正当性はなく、速やかに公開されるべきである。

3 実施機関の行政文書全部非公開決定理由説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件請求に係る行政文書を全部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件請求に係る行政文書について

実施機関は、本件請求に係る行政文書を「平成19年度全国学力・学習状況調査の結果について」と特定した。請求の内容は、「全国学力・学習状況調査の本市全体の結果（児童・生徒質問紙、学校質問紙を含む。）及び深沢小・深沢中の結果（児童・生徒質問紙、学校質問紙を含む。）」である。

(2) 全部非公開とした理由

全部非公開の決定を行った理由は、本市が文部科学省の実施要領及び通知に基づいた対応を行っていることにある。

ア 調査実施後の文部科学省等からの通知

平成19年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについては、平成19年8月23日付け19文科初第616号「全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて（通知）」（以下「19文科初第616号通知」という。）及び平成19年8月28日付け子教第96号「全国学力・学習状況調査の結果の取扱いについて（神奈川県教育委員会教育長通知）」が出されている。これらの通知では、本調査に参加・協力した教育委員会は、実施要領を前提として調査に参加・協力したものであり、調査結果の取扱いについては実施要領に基づいて行うことが、基本的な考え方として示されている。

イ 実施要領の記載内容

実施要領には、7の（4）調査結果の取扱いに関する配慮事項として次の内容が示されている。

- (ア) 調査結果の公表にあたっては、本調査の結果が学力の特定の一部であることを明示すること。また、数値の公表に当たっては、それにより示される調査結果についての読み取り方を併せて示すこと。
- (イ) 本調査の実施主体が国であることや市町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみて、都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと。

また、市町村教育委員会は、上記と同様の理由により、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表を行わないこと。

- (ウ) 市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。

ただし、本調査により測定できる学力は特定の一部分であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取組の状況等を示し、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要と考えられること。

また、留意事項として10の（6）調査により得られる分析データの取扱いに、次の内容が示されている。

- (ア) 文部科学省は、調査により得られる分析データのうち、公表する内容を除くものについて、以下のような考え方で対応すること。

これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

- (イ) 教育委員会等においても、提供される調査結果のうち、文部科学省が公表する内容を除く分析データについて、上記を参考に、それぞれの情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、適切に対応する必要があること。

ウ 調査結果公表時の通知等

今回の調査結果が文部科学省から公表された平成19年10月24日、19文科初第809号通知が出され、その中で調査結果の取り扱いについて改めて次のように示されている。

提供された調査結果の取扱いについては、実施要領及び19文科初第616号通知に基づき適切に行うとともに、調査結果については、本調査により測定できるのは学力の特定の一部分であることや、学校における教育活動の一側面に過ぎないことを踏まえ、序列化や過度の競争につながらないよう十分配慮して取り扱うようお願いします。

各教育委員会、学校等においては、今後、調査結果を十分活用して、自らの教育及び教育施策の成果や課題等を把握・検証し、その改善を図り、児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげるとともに、これらを通じて継続的な検証改善サイクルを確立することが重要です。

エ 本市の調査結果についての取扱い

本市では、上記通知を受け、平成19年11月に保護者向けチラシ「全国学力・学習状況調査の結果について」を作成し、児童生徒への個人票の返却時に同時に配付した。そこでは、実施主体である国の方針に従い、提供される調査結果について学校名を明らかにした公表は行わないこととし、今後調査結果を分析・検討し、本市の学校教育の改善を図っていきたいと考えていることを示している。

オ 本市の結果分析について

本市としては、実施要領の調査の目的にもあるとおり、全国及び神奈川県との状況との関係において本市全体の調査結果を分析し、本市の教育及び教育施策の成果と課題の把握をすすめることが重要であると考えている。その際、実施要領並びに実施主体である文部科学省及び神奈川県教育委員会からの通知に則ることが本市の基本姿勢となる。

すなわち、序列化や過度の競争につながらない配慮が必要であること、神奈川県が市町村名を明らかにした公表を行わないことを踏まえた場合、本市としては数値等を直接使用した分析及び公表ではなく、文章表記による分析及び公表を行うことが適切な方法であると考えている。

カ 公開請求への対応について

文部科学省が公表する分析データ以外を不開示情報とするという実施要領の規定に従い、本市に提供されたデータについての公開請求には、非公開決定をすることとなる。また、特定の小・中学校の結果についての公開請求に対しても、学校名を公表しないという実施要領の規定に従えば、非公開決定をすることとなる。

キ 説明責任等について

異議申立書には、保護者や地域住民への説明責任を果たすべきこと、教育基本法及びかまくら教育プランの考え方からも情報提供・情報公開が必要であるとの指摘がされているが、本市として行う「数値等を用いず、文章表記による結果分析」によっても、保護者及び地域住民への説明責任は果たせるものと考える。また、本市の結果分析の内容は、市議会にも報告し、最終的には市のホームページに掲載することを予定しており、情報提供・情報公開に相当するものと考える。

今回の全国学力・学習状況調査の実施主体は文部科学省であり、本市は実施要領の趣旨に賛同し、調査に協力・参加したものである。調査結果の取扱いも実施要領及び通知に則ったものである。また、調査結果を活用するために本市全体の結果をまとめたものを作成しており、今後の指導改善に生かしていきたいと考える。

4 審査会の判断

(1) 判断の前提となる事実

ア 平成19年度全国学力・学習状況調査の目的

(ア) 全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。

(イ) 各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図る。

イ 調査対象及び調査事項

(ア) 小学校第6学年及び盲・聾・養護学校小学部第6学年の全児童に対する国語・算数の、中学校第3学年、中等教育学校第3学年及び盲・聾・養護学校中学部第3学年の全生徒に対する国語・数学の学力調査

(イ) (ア) の児童生徒を対象とする学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査

(ウ) 学校における指導内容、指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況及び児童生徒の体力・運動能力の全体的な状況等に関する質問紙調査

ウ 調査実施日

平成 19 年 4 月 24 日（学校に対する質問紙調査は平成 19 年 4 月）

エ 調査実施体制

実施主体は文部科学省で、市町村教育委員会は学校の設置管理者として調査に協力し、学校に対して指示・指導・助言等をするなど調査にあたり、学校は校長を調査責任者として設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査にあたる。

オ 調査結果の示し方

調査結果については、小学校及び中学校のそれぞれについて、以下の事項等を示すこととする。

(ア) 教科に関する調査の結果について、国語、算数・数学のそれぞれ、主として「知識」に関する問題と、主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答値、中央値、最頻値、標準偏差等

(イ) 都道府県・市町村・学校・児童生徒の学力に関する分布の形状等が分かるグラフ

(ウ) 国語、算数・数学の問題ごとの正答率

(エ) 児童生徒及び学校に対する質問紙調査の結果について

a 学習意欲や学習方法等に関する結果

b 児童生徒の学習環境や生活の諸側面等と学力との相関関係の分析

c 学校における教育条件の整備状況等と学力との相関関係の分析

カ 調査結果の公表

文部科学省は、次の(ア) (イ) (ウ)について、上記オの調査結果の分析データを公表した。

(ア) 国全体の状況及び国・公・私立学校別の状況

(イ) 都道府県別の公立学校全体の状況

(ウ) 地域の規模等に応じたまとめり（大都市（政令指定都市及び東京 23 区）、中核市、その他の市、町村又はへき地）における公立学校全体の状況

キ 調査結果の提供

(ア) 文部科学省は、上記カの調査結果の公表内容に加えて、市町村教育委員会、学校等に対し、当該市町村における公立学校全体及びその設置管理する各学校に関する調査結果を提供した。

(イ) 各学校に関する調査結果は、当該学校全体、各学級及び各児童生徒に関するものとすることとし、学校は、各児童生徒に対して、当該児童生徒に係る調査結果を提供した。

ク 調査結果の取扱いに関する配慮事項

文部科学省は、市町村教育委員会による調査結果の公表について、都道府県教育委員会を経由して次のとおり市町村教育委員会に通知した。

(ア) 調査結果の公表に当たっては、本調査の結果が学力の特定の一部分であることを明示すること。また、数値の公表に当たっては、それにより示される調査結果についての読み取り方を併せて示すこと。

(イ) 市町村教育委員会は、本調査の実施主体が国であることや市町村が基本的な参加主体であることなどにかんがみて、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと。

(ウ) 市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が、自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。

ただし、本調査により測定できる学力は特定の一部分であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取組の状況等を示し、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等を併せて示すなど、序列化につながらない取組が必要と考えられること。

(エ) 市町村教育委員会は、提供される調査結果のうち、文部科学省が公表する内容を除く分析データについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、文部科学省が行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする参考に、各市町村それぞれの情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、適切に対応する必要があること。

(2) 本市全体の学力調査の結果の公開請求についての判断

本市全体の小学校及び中学校の学力調査の結果を公開することにより、序列化や過度の競争を生じさせることになるか否かを判断するに当たっては、次の点について考慮する必要がある。

そもそも実施要領には、「市町村教育委員会が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること」と明記されており、実施機関は、本市における公教育の状況について、市民に対する説明責任を果たすため、主体的に判断することが予定されている。

また、条例第1条は、市民に対し、知る権利を保障し、かつ、説明責任を果たすことの重要性を掲げており、非開示事由を解釈するに当たっては、原則公開の理念を尊重する必要がある。

本市全体の学力調査の結果を公開したとしても、各小学校及び中学校ごとの学力状況が明らかになることはなく、現に市町村単位の調査結果を公開している自治体も存在するが、その公開によって混乱が生じているとの事実も現在のところ確認されていない。

以上のことから、本市全体の学力調査の結果の公開によって序列化や過度の競争を生じさせることになるとは認められない。それゆえ、本件情報(1)は、条例第6条第4号に該当しないものと判断する。

なお、本市全体の調査結果の公開に当たり、平均値（平均正答値）のみを公けにすることは誤った印象を与えることが懸念されるので一考を要する。文部科学省は、学力調査の結果について、小学校及び中学校ごとに平均正答値のほか、中央値、最頻値、標準偏差等を示しているように、本来、平均値（平均正答値）は代表値として欠点を持っており、得点（あるいは正答率）の分布全体、中央値、標準偏差等とともに公表されることが望ましいのであり、こうすることにより実情をより正確に伝え得ると考えられる。また、これらの数値が公表され、本市の公教育の正確な実情が明らかにされることにより、曲解された情報の流布による市民の間での不当な混乱の予防にも寄与するものと考えられる。

また、このような数値の公表に当たり、教育効果が生徒の資質、教師の指導力、家庭環境、地域社会の状況等無数の要因によって決まるこことを強調しておくことも必要である。

(3) 深沢小・深沢中の学力調査の結果の公開請求についての判断

ア 実施要領においては、市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこととしている。

公開請求対象である深沢小・深沢中の学力調査の結果を公開した場合には、全国平均、都道府県又は大都市との比較において、深沢小・深沢中の学力調査の結果が判断される可能性はあるものの、これにより直ちに序列化や過度の競争の弊害が生じるとは考えられない。

しかし、深沢小・深沢中の結果を公開すれば、鎌倉市内の他の小・中学校の結果についての公開請求があった場合には、それについても公開するのが相当であり、結果として、各学校に関する資料が市民一般に知れ渡ることになる。鎌倉市内にはクラスの人数が20人程度の比較的規模の小さい学校もあり、学力調査の結果が特定の個人と結び付けられやすいことを考慮すると、上記のように平均値（平均正答値）以外の各数値を公表したとしても、なお序列化や過度の競争などの弊害が生じることがあり得るものと認められる。

他の地方自治体では、学力調査の問題に正答させるために解答用紙の改ざんや正答への誘導などの不正があつたり、高得点を確保するための対策をとるなど、児童生徒の学習権を侵害するような弊害事例が発生しているとの情報もある。このことは、学校の序列化や過度の競争を生じさせかねない。さらに児童生徒が学校現場における過度の競争にさらされることにより、継続的な肉体的・精神的負荷を抱え込み、全人格的な発達が阻害されるばかりか、障害のある児童生徒が差別を受けるなど、一人ひとりの個性に応じた弾力的な教育を受ける権利が侵害されるおそれのが大きいと考えられる。

イ 以上の弊害を踏まえて、条例に照らして判断する。

深沢小・深沢中の学力調査の結果を公開することにより、前述のとおり序列化や過度の競争などの弊害が生じることにより、学校教育の運営を不当に妨げることになる。それゆえ本件情報（2）は条例第6条第4号にいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」のうち、「ウ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」に該当するものと判断する。

ウ 学習状況調査（児童生徒への質問書）及び学校状況調査（学校への質問書）の結果の公開請求についての判断

鎌倉市全体の学習状況調査及び学校状況調査の各結果を公開したとしても、学校ごとの学力調査結果のように数値による序列化を生じるような性格のものではないことから、序列化や過度の競争を生じるおそれはなく、前記（2）に示したことと同様に、本件情報（1）は条例第6条第4号の非公開事由に該当しないものと判断する。

しかし、深沢小・深沢中の学習状況調査及び学校状況調査の各結果については、前記ア及びイに示したとおりであり、本件情報（2）は条例第6条第4号の非公開事由に該当するものと判断する。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(別紙)

審査会の処理経過

年月日	処理内容
20. 1. 10	諮詢（諮詢第2号）
1. 15	異議申立人に対し、情報公開・個人情報保護審査会諮詢通知書送付
1. 15	実施機関に対し、個人情報一部開示決定理由説明書の提出要請
1. 21	個人情報一部開示決定理由説明書を受理
2. 4	異議申立人に対し、個人情報一部開示決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
2. 15	異議申立人から意見書提出
2. 20	実施機関に意見書（写し）送付
2. 25	審議（第6回審査会）
3. 17	審議（第7回審査会） 異議申立人から意見聴取 実施機関から行政文書一部公開決定理由説明の聴取
4. 25	審議（第8回審査会）
5. 14	審議（第9回審査会）
6. 27	審議（第10回審査会）
7. 16	審議（第11回審査会）
8. 25	審議（第12回審査会）
10. 1	審議（第13回審査会）
11. 7	審議（第14回審査会）
11. 21	答申